

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】iDeCo（イデコ）およびiDeCo+（イデコプラス）の概況について	P1
【コラム】確定拠出年金における「共通配分指定」について	P6

iDeCo（イデコ）およびiDeCo+（イデコプラス）の概況について

1. はじめに

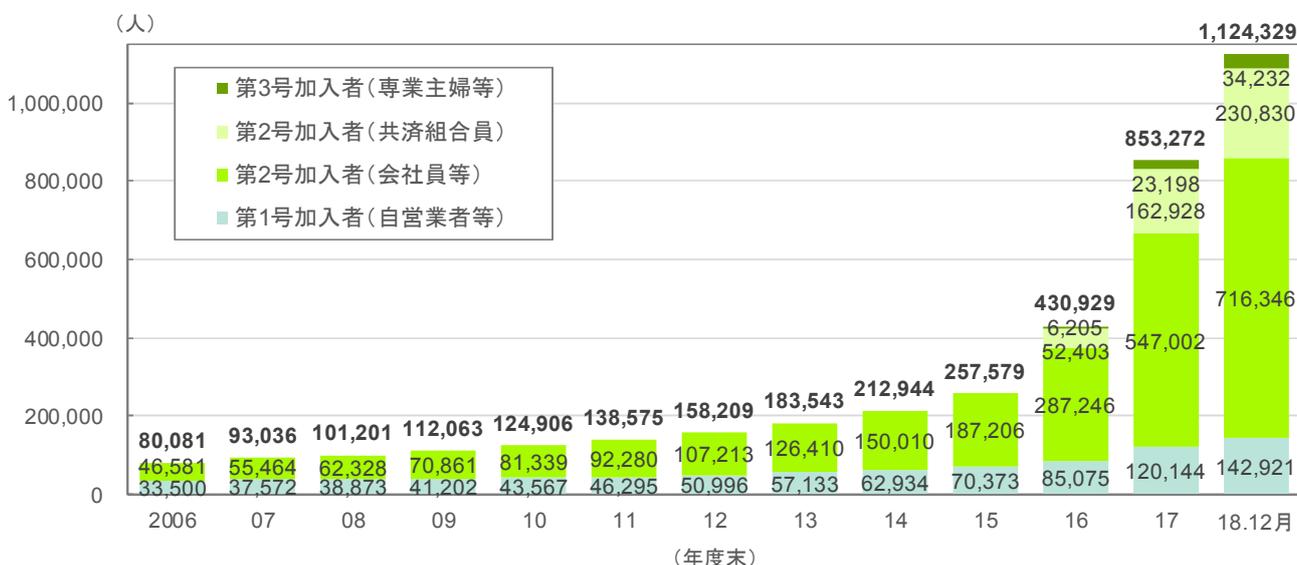
2016年6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）により、2017年1月からiDeCo（イデコ：個人型確定拠出年金）の加入対象が拡大されたほか、2018年5月からはiDeCo+（イデコプラス：中小事業主掛金納付制度）が施行されました。本稿では、iDeCoの加入者等および掛金の動向ならびにiDeCo+の動向について解説いたします。

2. iDeCoの加入者等の動向

(1) 加入者数の動向

2002（平成14）年1月から施行された個人型確定拠出年金（iDeCo）は、企業型確定拠出年金（企業型DC）に比べると加入者数では大きく後れをとっていましたが、2014（平成26）年12月の与党税制改正大綱の公表等を受けて、大きく注目を集めるようになりました。2017年1月から加入対象が拡大されると、2016年度末（2017年3月末）には430,929人、2017年度末（2018年3月末）には853,272人、2018年度に入ると8月末には100万人の大台を突破し、12月末時点では112万4,329人と、これまでにないペースで増加しています（図表1）。

＜図表1＞個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の年次推移

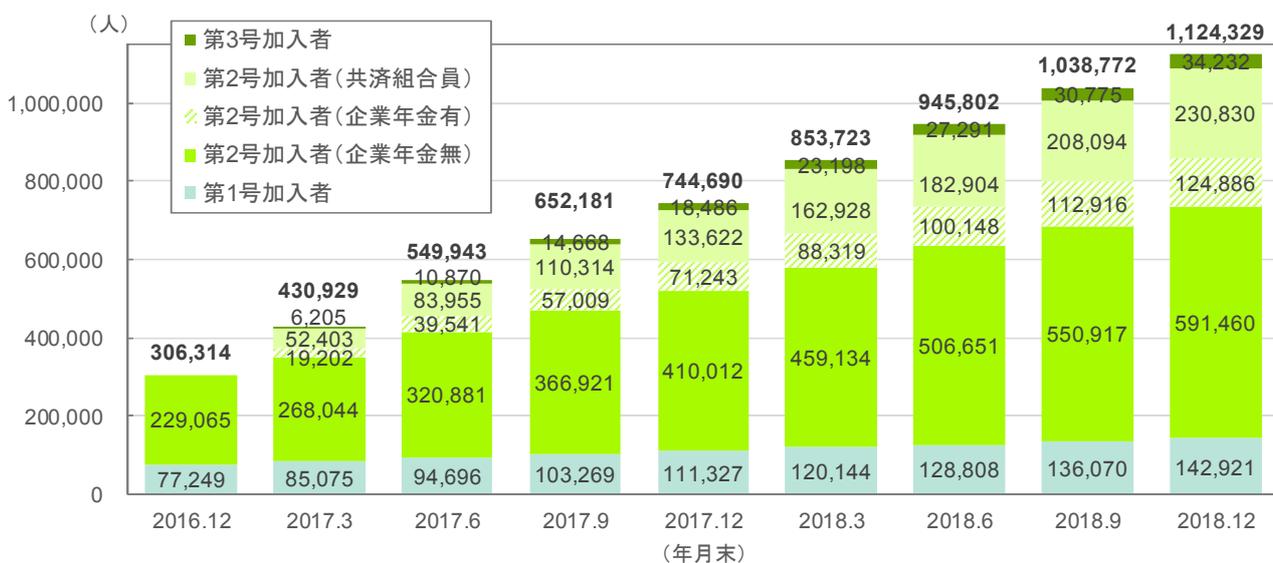


(出所) 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、りそな年金研究所作成。

(2) 加入対象拡大後の加入者数の動向

2017年1月に施行された加入対象拡大以降の加入者数の推移をみると(図表2)、拡大前(2016年12月末時点)の加入者数は306,314人だったものが、2018年12月末時点では拡大前の約3.7倍の水準まで増加しています。なお、2017年1月から新たにiDeCoの加入対象となった「企業年金の有る企業に勤める従業員」「公務員(共済組合員)」および「専業主婦(夫)等」の加入者数の増加幅が合計で312,138人だったのに対し、従来からiDeCoの加入対象である「自営業者等」および「企業年金の無い企業に勤める従業員」の加入者数の増加は381,262人となっています。つまり、現在のiDeCoの加入者数の増加は、新規加入対象者の増加もさることながら、既存加入対象者の底上げが大きく寄与しています。

＜図表2＞iDeCoの加入者数の月次推移(加入者区分別)



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、リそな年金研究所作成。

(3) 公的年金被保険者数に占める加入割合

公的年金被保険者数に占めるiDeCoの加入割合を加入対象拡大の前後で比較すると(図表3)、拡大前のiDeCoの加入割合は全体の0.5%にも満たない水準でしたが、2018年12月末時点の加入割合は全体の1.67%となっています。加入者区分別にみると、共済組合員(公務員)で5.16%と最も普及が進んでいます。

＜図表3＞公的年金被保険者数に占めるiDeCoの加入割合

加入者区分	2016年3月末時点			2018年12月末時点		
	①iDeCo加入者数	②公的年金被保険者数	加入割合(=①/②)	①iDeCo加入者数	②公的年金被保険者数	加入割合(=①/②)
第1号加入者	70,373人	1,668万人	0.42%	142,921人	1,505万人	0.95%
第2号加入者	—	4,129万人	—	947,176人	4,358万人	2.17%
うち企業年金なし	187,206人	※1 2,089万人	0.90%	591,460人	※1 2,305万人	2.57%
うち企業年金あり	—	※2 1,597万人	—	124,886人	※2 1,606万人	0.78%
うち共済組合員	—	443万人	—	230,830人	447万人	5.16%
第3号加入者	—	915万人	—	34,232人	870万人	0.39%
全体	257,579人	6,712万人	0.38%	1,124,329人	6,733万人	1.67%

※1 厚生年金被保険者数から企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金)の加入者数を控除した数値を用いている。なお、企業年金の加入者数は制度間で重複計上されている可能性がある点に留意する必要がある。

※2 2018年3月末時点の企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金)の加入者数の数値を用いているが、制度間で重複計上されている可能性がある点に留意する必要がある。

※3 2018年12月末時点の「②公的年金被保険者数」は、2018年3月末時点の数値を用いている。

(出所) 各種資料等を基に、リそな年金研究所作成。

(4) 運用指図者および自動移換者の動向

iDeCo で、かつては加入者よりも運用指図者および自動移換者の方が多数派でしたが、現在では加入者が最大多数となっています。(図表 4)。なお、自動移換者数の推移をみると、2018 年 5 月から施行された自動移換者対策（自動移換者等が他の企業型 DC に加入した場合、本人の申出が無くても個人別管理資産を移換する措置）の影響により、2018 年 6 月以降はほぼ横ばいで推移しています。

＜図表 4＞iDeCo の加入者数・運用指図者数・自動移換者数の月次推移



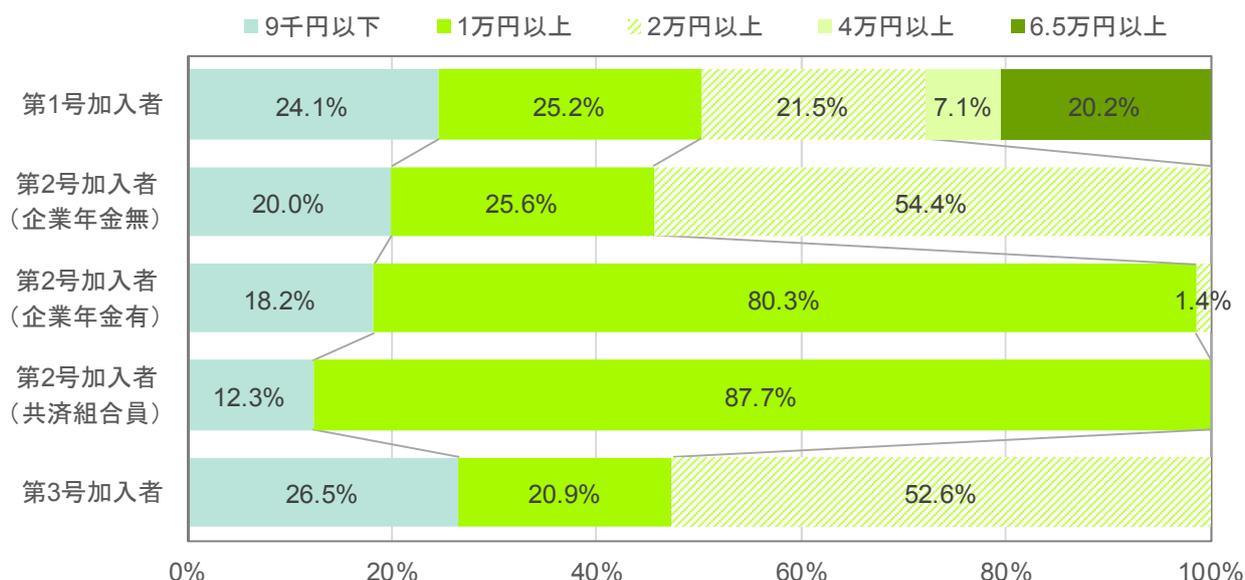
(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、リそな年金研究所作成。

3. iDeCo 加入者の掛金の動向

(1) 掛金額の分布

2018 年 12 月時点の iDeCo 加入者の掛金額の分布状況は、図表 5 および図表 6 の通りです。第 1 号加入者（自営業者等）は、掛金月額 19,000 円以下の者が全体の約半数（49.3%）を占める一方、掛金月額 65,000 円以上の者が全体の約 20%を占めるなど、やや二極化の傾向がみられます。他方、第 2 号加入者（会社員

＜図表 5＞iDeCo 加入者の掛金額分布（毎月定額拠出・2018 年 12 月時点）



※ 加入者の掛金分布・平均(毎月定額拠出)の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いている。
(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」(平成 30 年 12 月時点)

<図表 6> iDeCo 加入者の掛金額分布および平均（毎月定額拠出・2018年12月時点）

（単位：人）

掛金額	全体	第1号	第2号			第3号	
			企業年金無	企業年金有	共済組合員		
1,000円～	209,455	34,014	166,537	116,714	22,326	27,497	8,904
10,000円～	455,994	31,130	418,756	123,984	98,183	196,589	6,108
15,000円～	31,043	4,473	25,644	25,568	76		926
20,000円～	354,961	17,581	319,727	317,957	1,770		17,653
25,000円～	1,847	1,847					
30,000円～	9,736	9,736					
35,000円～	1,182	1,182					
40,000円～	2,556	2,556					
45,000円～	797	797					
50,000円～	6,855	6,855					
55,000円～	603	603					
60,000円～	1,833	1,833					
65,000円～	28,499	28,499					
人数計※	1,105,361	141,106	930,664	584,223	122,355	224,086	33,591

第1号平均	27,375円
第2号平均	14,193円
うち企業年金なし	16,157円
うち企業年金あり	10,595円
うち共済組合員	11,131円
第3号平均	15,484円
全体	15,915円

※ 加入者の掛金額分布・平均(毎月定額拠出)の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いている。
 (出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」(平成30年12月時点)

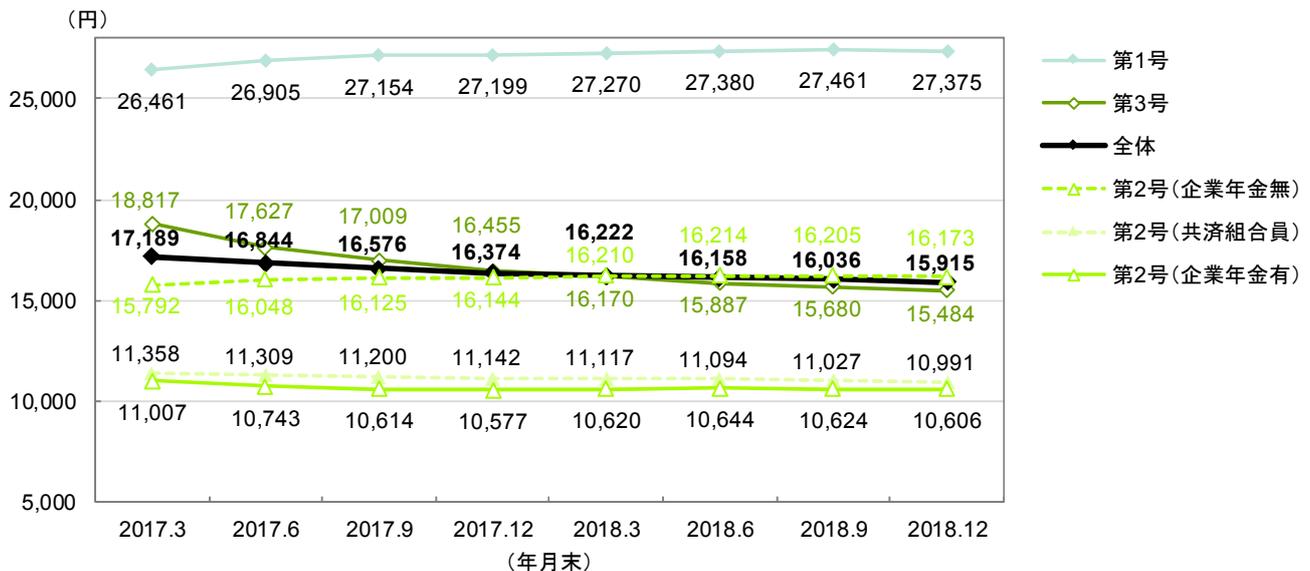
・公務員)および第3号加入者(専業主婦(夫)等)は、第1号加入者に比べて拠出限度額の水準が低いことから、上限いっぱいまで掛金を拠出している者の割合が高くなっています。

(2) 平均掛金額の推移

平均掛金額の推移をみると(図表7)、全体平均は2017年3月時点で17,189円だったものが2018年12月末時点には15,915円となるなど、加入者数の増加とは対照的に、掛金額は総じて低下傾向にあります。要因としては、掛金額を低く設定している新規加入者が増加していること等が考えられます。

2018年12月末時点において、平均掛金額が最も高いのは第1号加入者で27,375円、次いで第2号加入者(企業年金無し)が16,173円となっています。

<図表 7> iDeCo 加入者の平均掛金額の推移（毎月定額拠出）



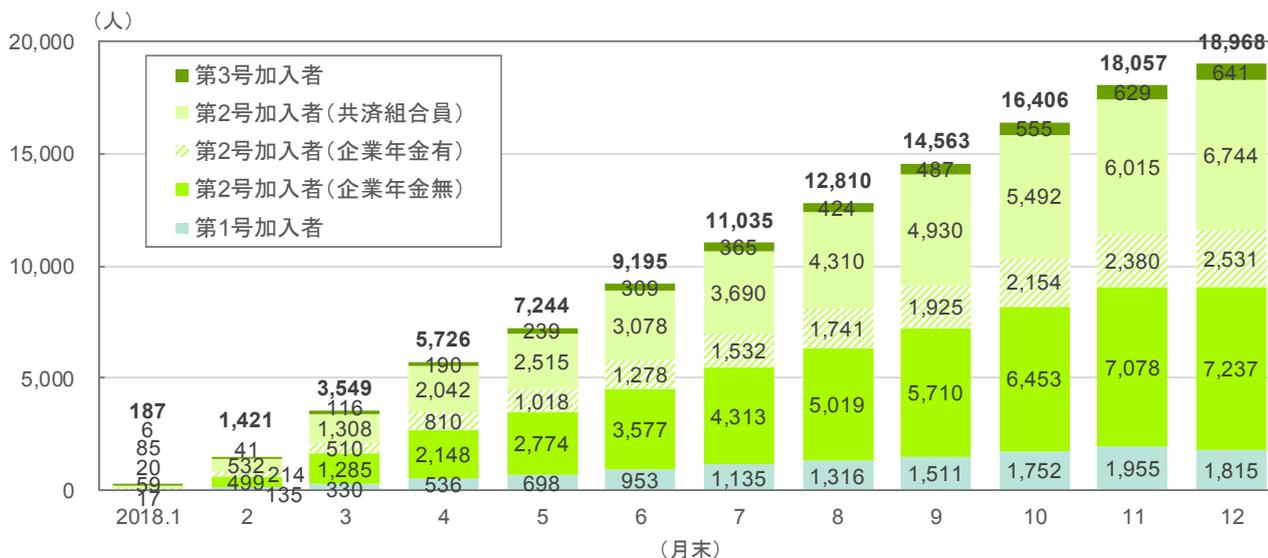
(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、りそな年金研究所作成。

(3) 年単位拠出の利用状況

2018年1月から、iDeCoの掛金の「年単位拠出」が施行されており、年1回あるいは年2回などの拠出の方法が可能となっています。しかし、年単位拠出を行うためには、拠出計画を事前に届出する等の詳細なルールが設けられており、使い勝手や利便性の面で課題があると指摘されていました。

年単位拠出を利用している加入者数の推移をみると（図表8）、右肩上がりでは増加しており、2018年12月時点での利用者数は18,968人となっています。内訳をみると、会社員（企業年金無し）が7,237人と最多で、次いで共済組合員（公務員等）が6,744名となっています。なお、iDeCo加入者全体に占める共済組合員の割合が20.5%（＝230,830／1,124,329）であるのに対し、年単位拠出利用者全体に占める共済組合員の割合は35.6%（＝6,744／18,968）となっており、共済組合員が年単位拠出を活用している様子がうかがえます。

＜図表8＞年単位拠出の届出をしている加入者数の推移



（出所）国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、りそな年金研究所作成。

ただし、iDeCo加入者全体に占める年単位拠出利用者数の割合でみると、様相は異なってきます。2018年12月時点における年単位拠出の届出率をみると（図表9）、加入者全体ではわずか1.69%（＝18,968／1,124,329）に留まっており、年単位拠出が使い勝手や利便性の面でなお課題があることが浮き彫りとなっています。

加入者区別にみると、共済組合員（公務員等）の届出率が2.92%（＝6,744／230,830）と最も高くなっており、続いて会社員（企業年金あり）が2.03%（＝2,531／124,886）、第3号加入者（専業主婦（夫）等）が1.87%（＝641／34,232）となっています。

＜図表9＞年単位拠出の届出をしている加入者数（2018年12月時点）

（単位：人）

掛金額	全体	第1号	第2号			第3号
			企業年金無	企業年金有	共済組合員	
人数計	18,968	1,815	16,512	7,237	2,531	6,744
年単位拠出届出率	1.69%	1.27%	1.74%	1.22%	2.03%	2.92%

（出所）国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」(平成30年12月時点)

4. 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の実施状況

2018年5月より、企業年金を実施していない従業員数100人以下の事業主が、iDeCoに加入している従業員に対して掛金を上乗せ拠出するiDeCo+（イデコプラス：中小事業主掛金納付制度）が施行されました。このたび初めて公表されたデータによると（図表10）、2018年12月時点での実施事業主数は160件、加入者数（申請時の加入予定者数）は1,077人となっています。

現時点では、全登録事業所数に占める実施事業主の割合は0.04%（=160/385,347）、第2号加入者（企業年金無し）に占める加入者数の割合は0.18%（=1,077/591,460）に過ぎませんが、今後ますますの普及・発展が期待されます。

＜図表10＞iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の実施事業主

	①実施事業主数	②加入者数	③1社あたり加入者数 (=②/①)
2018年11月	119件	————	————
2018年12月	160件	1,077人	6.73人

※1 加入者は、iDeCo+申請時における加入予定者を計上している。

※2 事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了の場合、変動する可能性がある。

（出所）第7回社会保障審議会年金部会（2019年1月30日開催）資料4「私的年金に関する検討について」p.13 および国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」(平成30年12月時点)を基に、りそな年金研究所作成。

＜ご参考資料＞

確定拠出年金制度（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>

iDeCo公式サイト：業務状況（国民年金基金連合会）

<https://www.ideco-koushiki.jp/library/status/>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

りそなコラム

確定拠出年金における「共通配分指定」について

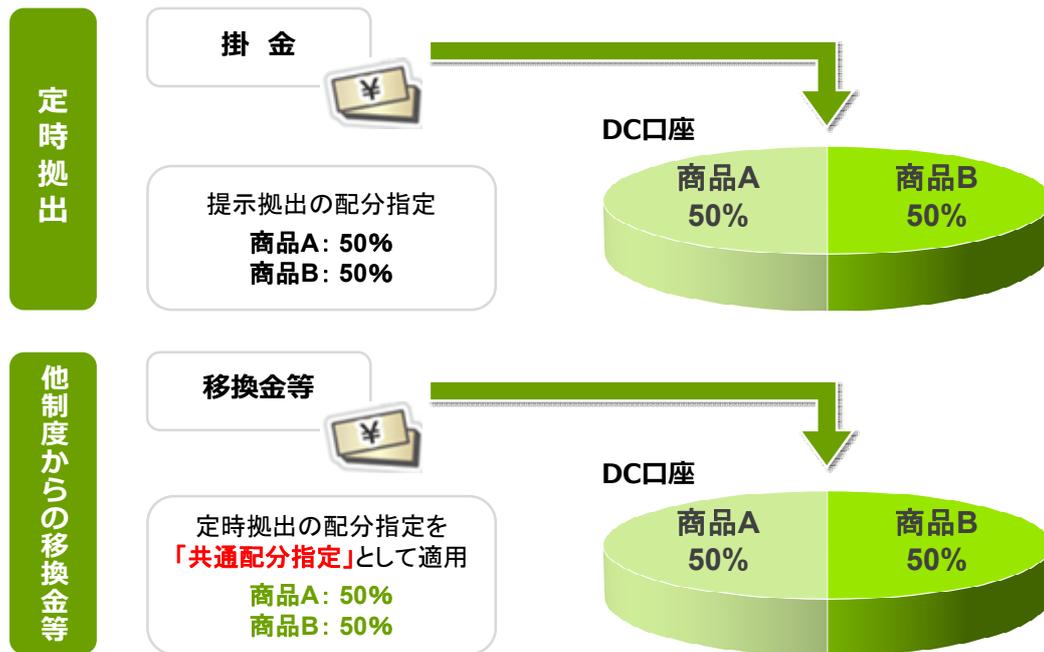
確定拠出年金（DC）制度において2018年5月から指定運用方法（配分指定を行わなかった場合、規約に定める特定期間および猶予期間を経た後に自動的に購入される商品）が導入可能となったこととあわせて、毎月の掛金（定時拠出）の配分指定が「共通配分指定」として登録され、他の制度からの移換金についてもその共通配分指定に従って商品が購入される取扱いが導入されました。

そこで、記念すべき第100回目のコラムのテーマは、確定拠出年金の「共通配分指定」に関する、ある会社の企業型DCの担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：B課長、当社のDC制度の運営管理機関であるりそな銀行から、指定運用方法の施行に伴い導入された「共通配分指定」の取扱いについて説明を受けました。ただ、少し理解ができなかった部分がありましたので、改めて教えていただけますか？

B課長：わかりました。それではまず、「共通配分指定」のイメージをみてみましょう。企業型DCやiDeCoなど他の制度から移換金が入ってくる場合、移換金の資産配分はどのようになると思いますか？

◆共通配分指定のイメージ



- A さん：この図の場合、定時拠出の配分指定は、商品 A と商品 B がそれぞれ 50%ずつとなっています。法改正前の移換金の配分指定は、当社の DC 制度の場合、定時拠出の配分指定が行われていたとしても全額自動的に定期預金で運用されていたと思いますが、その取扱いが変わるということでしょうか？
- B 課長：その通りです。
- A さん：すると、法改正後は、定時拠出の配分指定を行っていただければ、移換金にも同じ配分指定割合が適用されるということでしょうか？
- B 課長：その通りです。掛金の配分指定と共通の配分指定を適用するという意味で、「共通配分指定」といいます。
- A さん：なるほど。
- B 課長：では、掛金の配分指定が行われていなかった場合、移換金の配分指定はとなるとどうなると思いますか？
- A さん：配分指定が行われていないため、未指図資産になるのでしょうか？
- B 課長：その通りです。では、未指図資産は、その後どうなると思いますか？
- A さん：当社の DC 制度では指定運用方法を導入しているため、未指図資産は、規約に定める一定期間（特定期間および猶予期間）が経過した後、指定運用方法として定めた商品が自動的に購入されると理解していましたが、正しいのでしょうか？
- B 課長：その通りです。指定運用方法を導入しているか否かにかかわらず、加入者に配分指定を必ず行っていただくことは、とても重要です。配分指定書は必ず加入者全員から回収することや、Web サイトで配分指定をする場合は手続きをしたかどうかを加入者本人に必ず確認することを徹底してください。
- A さん：よくわかりました。ありがとうございました。
ところで、一口に「移換金」と言っても種類が幾つもあるって、しかも共通配分指定の取扱いがそれぞれ異なることも聞いたのですが・・・
- B 課長：次の表では、移換金の種類と共通配分指定の可否をまとめています。じつは、移換金の種類によっては、共通配分指定だけでなく「個別の配分指定」ができるものがあり、この場合、個別の配分指定は共通配分指定よりも優先されます。表でいうと、2 行目の「制度移行金」がこれに該当します。厚生年金基金や確定給付企業年金からの制度移行金は、個別に配分指定を行うことができます。ただし、個別の配分指定が行われていなければ共通配分指定に従って商品が購入されますし、共通配分指定が行われていなければ未指図資産として取扱われます。
- A さん：個別の配分指定ができるのは、制度移行金だけなのですね。この場合も、配分指定は配分指定

書または Web サイトで行うのですか？

B 課長：その通りです。配分指定書は、制度移行用の様式のものを使用します。

A さん：あれ？ 同じ移換金でも「一括移換金」は、個別の配分指定どころか共通配分指定もできないのですか？

B 課長：良いところに気が付いたね。一括移換金は加入者の資格喪失に伴い発生するものだけど、いずれは次の制度（転職先の企業型 DC、個人型 DC (iDeCo) など）に移換することになるため、一括移換金では配分指定できない取扱いとなっています。当社は退職一時金からの分割移換があるので、加入者が中途退職した際には、必ず説明するようにしてください。

◆主な移換金の種類および共通配分指定の可否

移換金の種類	内容	個別の配分指定	共通配分指定	配分指定の優先順位
他の DC からの移換金	<ul style="list-style-type: none"> 以前の勤務先で企業型 DC に加入していた資産を転職先の企業型 DC へ移換する iDeCo に加入していた資産を企業型 DC へ移換する 	×	○	①共通配分指定 ②未指図資産
制度移行金	退職金制度の改廃等により、企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金）や退職一時金制度等から企業型 DC へ移換する	○	○	①制度移行の配分指定 ②共通配分指定 ③未指図資産
一括移換金	退職一時金制度からの分割移換の終了前に加入者が資格喪失する場合（中途退職等）に、未移換分を一括して企業型 DC へ移換する	×	×	（配分指定不可）
厚生年金基金、確定給付企業年金からの脱退一時金	厚生年金基金や確定給付企業年金に加入していた脱退一時金相当額を企業型 DC へ移換する	×	○	①共通配分指定 ②未指図資産

※ 移換金の「共通配分指定」の取扱いは、運営管理機関によって異なる。

A さん：あと、運営管理機関のりそな銀行から、他にもいくつか留意点の説明がありましたよね？

B 課長：一つは、2016 年 1 月に始まった日銀のマイナス金利政策に対する影響額を、資産管理手数料として負担する必要があるということでしたね（注：運営管理機関によって取扱いが異なります）。簡単に言うと、企業型 DC 制度の口座にある「現金相当の資金」がマイナス金利の対象となるため、資産管理手数料に上乗せされるということです。つまり、未指図資産の残高が増えると、当社が負担する手数料も増えることとなります。

もう一つは、厚生年金基金の解散に伴う制度移行金に関する留意点です。厚生年金基金の精算手続きには大変時間がかかるため、移換日までに資格喪失する人が出てくる可能性があります。解散分配金を企業型 DC 制度に移換する場合は、資格喪失後であっても「共通配分指定」が適用されます。この点も、該当者にはきちんと説明するようにしてください。

A さん：わかりました。「共通配分指定」のしくみと留意点について整理できましたので、加入者の皆さまにはポイントをおさえた正確な説明をするように心がけます。ありがとうございました。

（年金業務部 確定拠出年金室 有田 博子）

企業年金ノート 2019(平成 31)年 2 月号 No.610

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://DC-startclub.com/>